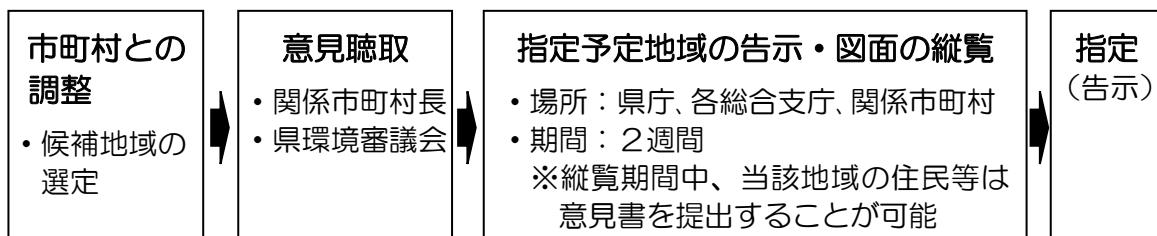


水資源保全地域の指定及び事前届出制度の概要

1 水資源保全地域の指定

- 公共の用に供される水（水道原水、農林漁業用水、工業用水、融雪用水等）の取水地点及びその周辺の区域（国有地は除く。）であって、森林法第5条第1項に規定する地域森林計画で定める同条第2項第1号の森林の区域又は開発行為が当該取水地点における取水量に重大な影響を及ぼすおそれのある区域（森林の区域を除く。）を、知事が「水資源保全地域」に指定。

■地域指定の流れ



2 水資源保全地域における事前届出制度

- 水資源保全地域内で土地取引等や開発行為を行おうとする場合は、2か月前までに県（総合支庁環境課）に対し届出を行う必要がある。
- 県は、必要に応じて報告又は資料の提出を求めたり立入調査を行うことができるとともに、届出を出さなかったり虚偽の届出をした場合や県の指導に従わない場合は、勧告・命令、氏名等の公表、5万円以下の過料を科すことができる。

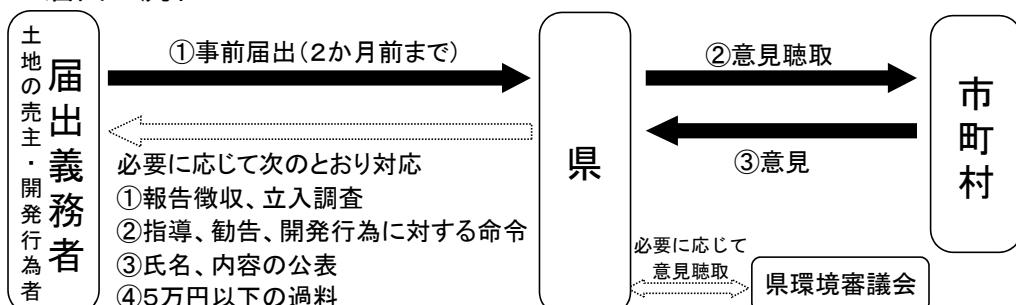
(1) 土地取引等に係る届出

- ① 届出の対象 土地売買、土地への権利設定（賃借権、地上権等）
- ② 届出義務者 現在の土地所有者（土地売買の場合は売主）
- ③ 届出の時期 契約締結予定日の2か月前まで

(2) 開発行為に係る届出

- ① 届出の対象 土石採取、地下水等の採取、建物や工作物の設置 など
- ② 届出義務者 開発行為を行おうとする者
- ③ 届出の時期 開発行為の着手予定日の2か月前まで

■届出の流れ



山形県水資源保全条例及び条例施行規則における事前届出の対象外

■土地取引等

- 1 土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合
- 2 非常災害のために必要な応急措置として行う場合
- 3 土地の所有権等の移転又は設定を受けようとする者が分収林特別措置法第10条第2号に掲げる森林整備法人又は国立研究開発法人森林研究・整備機構である場合
- 4 土地売買等の契約が、当該土地の所有権等の移転又は設定に関し農地法第3条第1項の規定による許可を要するものである場合又は同項各号のいずれかに該当するものである場合
- 5 森林法第10条の2第1項第3号に該当する場合（※1）に係る行為を行うために土地売買等の契約を行う場合（追加）
(※1)送配電事業やガス事業など森林法の林地開発許可が必要な公益性の高い事業に係るもの
- 6 電柱（支柱、支線等を含む。）、標識、柵、観測設備、消防設備その他これらに類する軽易な工作物の新築、改築又は増築を行うために土地売買等の契約を行う場合

なお、相続による土地の所有権等の移転は本条例及び施行規則で定める土地取引等には当たらない。

■開発行為

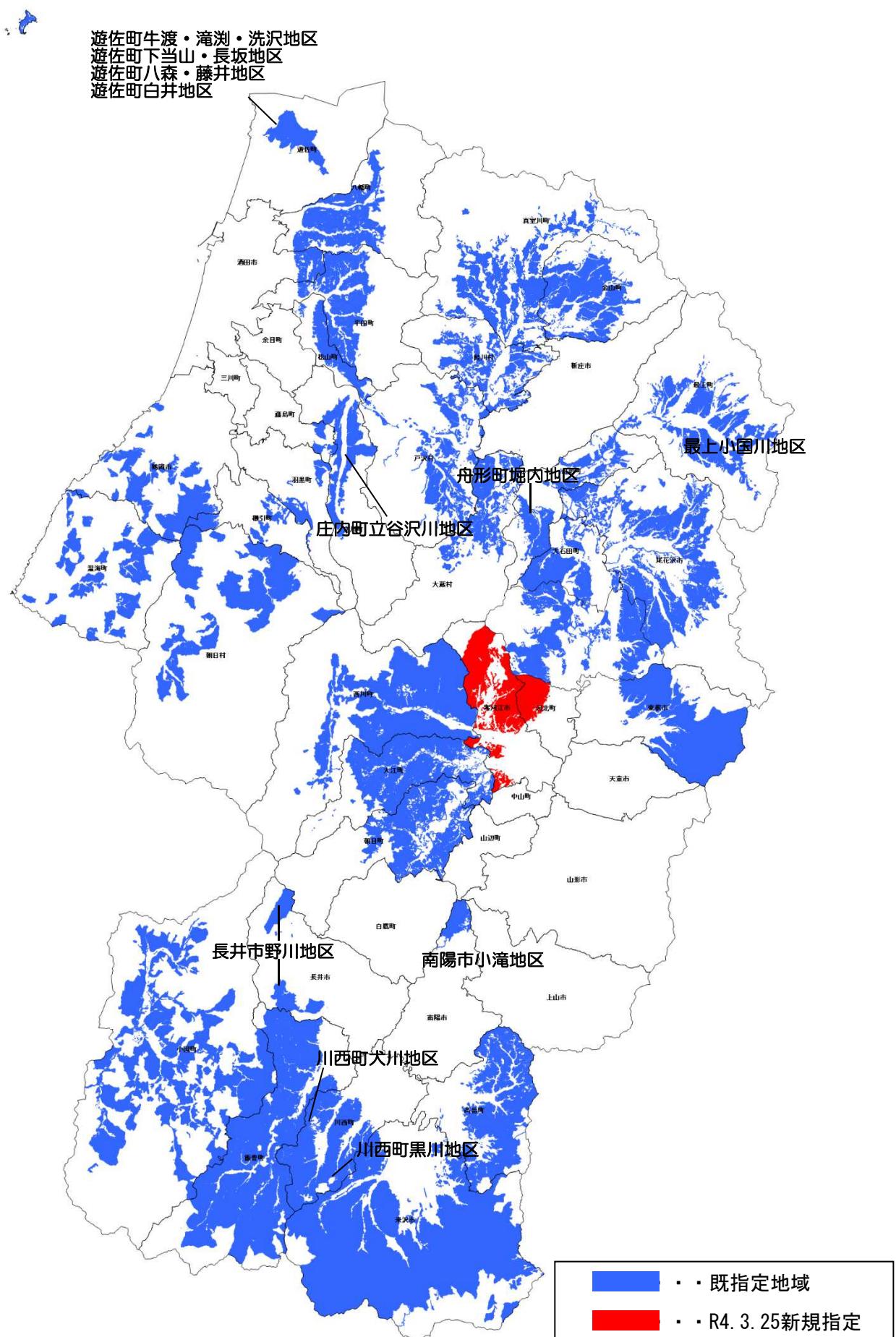
- 1 国又は地方公共団体が行う場合
- 2 非常災害のために必要な応急措置として行う場合
- 3 農業、林業又は漁業を営むために行う場合
- 4 森林法に基づく許可又は届出を要する規則で定める次の行為を行う場合
 - (1) 森林法第10条の2第1項の規定による許可（※2）を要する行為（同項第3号に該当する場合に係る行為を含む。）
(※2)地域森林計画の対象となっている民有林における開発行為の許可（林地開発許可）
 - (2) 森林法第10条の8第1項の規定による届出（※3）を要する行為（同項各号のいずれかに該当する場合に係る行為を含む。）
(※3)地域森林計画の対象となっている民有林の立木の伐採及び伐採後の造林の届出
 - (3) 森林法第34条第1項若しくは第2項の規定による許可（※4）を要する行為（同条第1項各号若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合を含む。）
(※4)保安林における、立木の伐採の許可及び立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉・落枝の採取、土石・樹根の採掘及び開墾その他の土地の形質の変更する行為に係る許可
 - (4) 森林法第34条の2第1項若しくは第34条の3第1項の規定による届出（※5）を要する行為
(※5)保安林における、抾伐（人工植栽に係る森林の立木の伐採に限る。）及び間伐の届出
- 5 温泉法第3条第1項又は第11条第1項の規定による許可（※6）を要する行為を行う場合
(※6)土地の掘削の許可、温泉のゆう出路の増掘又は温泉のゆう出量を増加させるための動力の装置の許可
- 6 山形県地下水の採取の適正化に関する条例第7条第1項の規定による届出（※7）を要する行為（同条第2項各号のいずれかに該当する場合に係る行為を含む。）を行う場合
(※7)地下水採取適正化地域内における、新たな地下水採取の届出
- 7 自己の居住の用に供する住宅の建築（増築及び改築を含む。）、移転又は撤去のために行う場合
- 8 電柱（支柱、支線等を含む。）、標識、柵、観測設備、消防設備その他これらに類する軽易な工作物の新築、改築又は増築を行う場合
- 9 建物その他の工作物の補修等通常の管理行為を行う場合

山形県水資源保全地域の指定状況（R4. 3末）

地域名	対象市町村	水資源保全地域の名称	面積 (ha)	指定 年月日
村山	寒河江市	寒河江市水資源保全地域	4,770	R4. 3. 25
	村山市	村山市水資源保全地域	6,627	H31. 3. 26
	東根市	東根市水資源保全地域	10,256	H30. 3. 27
	尾花沢市	尾花沢市水資源保全地域	10,335	H29. 3. 28
	河北町	河北町水資源保全地域	1,422	R4. 3. 25
	西川町	西川町水資源保全地域	13,036	H27. 5. 29
	朝日町	朝日町水資源保全地域	5,735	H31. 3. 26
	大江町	大江町水資源保全地域	8,254	H28. 6. 10
	大石田町	大石田町水資源保全地域	2,873	R2. 3. 27
小計			63,308	
最上	金山町	金山町水資源保全地域	5,729	H29. 3. 28
	最上町、舟形町	最上小国川地区水資源保全地域	6,814	H27. 1. 30
	舟形町	舟形町堀内地区水資源保全地域	1,543	H27. 5. 29
	真室川町	真室川町水資源保全地域	6,624	R3. 3. 26
	大蔵村	大蔵村水資源保全地域	3,082	H31. 3. 26
	鮭川村	鮭川村水資源保全地域	3,235	H30. 3. 27
	戸沢村	戸沢村水資源保全地域	4,166	H29. 3. 28
小計			31,193	
置賜	米沢市	おおあらさわ (米沢市大荒沢水源地水資源保全地域)	(168)	(H26. 3. 11)
	R3.3.26指定を解除し、2地域 を含む形で地域森林計画で 定める米沢市の森林の区域を 全域として新たに指定		(おものがわ) (米沢市鬼面川貯水池水資源保全地域)	(858) (H26. 3. 11)
	→		米沢市水資源保全地域	32,292 R3. 3. 26
庄内	長井市	長井市野川地区水資源保全地域	1,605	H25. 9. 27
	南陽市	こたき 南陽市小滝地区水資源保全地域	946	H26. 3. 11
	高畠町	高畠町水資源保全地域	9,033	H29. 3. 28
	川西町	いぬがわ 川西町犬川地区水資源保全地域	4,886	H27. 1. 30
		〃 (区域の拡大)	348	H28. 6. 10
	川西町	くろがわ 川西町黒川地区水資源保全地域	2,294	H27. 1. 30
	小国町	小国町水資源保全地域	19,317	H31. 3. 26
	飯豊町	飯豊町水資源保全地域	21,788	H28. 6. 10
小計			92,509	
遊佐	鶴岡市	鶴岡市水資源保全地域	21,184	H27. 5. 29
	酒田市	酒田市水資源保全地域	12,881	H29. 3. 28
	庄内町	たちやざわがわ 庄内町立谷沢川地区水資源保全地域	2,680	H26. 3. 11
	遊佐町	うしわたり たきぶち あらいさわ 遊佐町牛渡・滝渕・洗沢地区水資源保全地域	1,083	H25. 9. 27
		しもとやま ながさか 遊佐町下当山・長坂地区水資源保全地域	365	H25. 9. 27
		しらい 遊佐町白井地区水資源保全地域	246	H25. 9. 27
		はちもり ふじい 遊佐町八森・藤井地区水資源保全地域	167	H26. 3. 11
小計			38,606	
合計	27市町村	31箇所 (県内民有林面積の71.4%)	225,616	

水資源保全地域の指定状況（令和4年3月末時点）

- 27市町村、31箇所で約22.6万ha（県内民有林面積の71.4%）を指定



森林を所有している方はご注意ください

水資源保全地域とは

水資源を保全するために
適切な土地利用を図る必要がある
地域として知事が指定する地域です。

《令和4年3月末の指定状況》

市町村名	地域指定の状況
寒河江市	全ての民有林
村山市	全ての民有林
東根市	全ての民有林
尾花沢市	全ての民有林
河北町	全ての民有林
西川町	一部の民有林
朝日町	全ての民有林
大江町	全ての民有林
大石田町	全ての民有林
金山町	全ての民有林
最上町	一部の民有林
舟形町	一部の民有林
真室川町	全ての民有林
大蔵村	全ての民有林
鮎川村	全ての民有林
戸沢村	全ての民有林
米沢市	全ての民有林
長井市	一部の民有林
南陽市	一部の民有林
高畠町	全ての民有林
川西町	一部の民有林
小国町	全ての民有林
飯豊町	全ての民有林
鶴岡市	一部の民有林
酒田市	一部の民有林
庄内町	一部の民有林
遊佐町	一部の民有林

※詳しくはお近くの県総合支庁環境課(裏面)に
お問い合わせください。

最新の指定状況は山形県ホームページでも
ご覧いただけます。

山形県水資源保全条例に基づき

「水資源保全地域」内で
森林等の土地売買や
開発行為等を行おうとする場合は
事前届出が必要です。

[2ヶ月前まで]

※事前届出制度については、裏面をご覧ください。

- 水資源は、私たちの日常生活や農業、工業などに欠くことのできない重要な資源です。
- 山形県は、県土の約7割を森林が占め、全国一の広い面積を有するブナの天然林をはじめ豊かな自然に恵まれています。
- 豊かな自然に支えられた水資源を将来の世代に継承できるよう「水資源保全地域」を指定し土地取引等の事前届出を求めています。
- 令和4年3月時点で27市町村の31地域を「水資源保全地域」として指定しており、県内民有林のおよそ7割が該当します。

事前届出制度の概要

(対象:水資源保全地域)

☑ 土地取引等の届出

届出が必要な場合

- ・水資源保全地域内の土地を売買しようとするとき
 - ・水資源保全地域内の土地に借地権、地役権等の権利を設定しようとするときなど
- ※ 相続の場合は、届出不要です。

届出する方

土地の所有権などの権利を現に有している方（例：売買の場合は売主）

届出時期

上記の契約を締結しようとする日の2ヶ月前まで

届出先

届出に関する土地を所管する
県総合支庁環境課

届出事項

契約当事者の住所・氏名、売買等を行う土地の所在・面積、利用目的など
(届出の様式が定められています)

☑ 開発行為の届出

届出が必要な場合

- ・水資源保全地域内で、土石や地下水の採取、建物や工作物の設置、盛土・切土といった開発行為をしようとするとき

届出する方

上記の開発行為を行おうとする方

届出時期

開発行為に着手する日の2ヶ月前まで

届出先

開発行為の予定地を所管する
県総合支庁環境課

届出事項

開発行為の予定地・面積・内容など
(届出の様式が定められています)

届出先・お問い合わせ先			
山形県 村山総合支庁 環境課	〒990-2492	山形市鉄砲町2-19-68	023(621)8426
最上総合支庁 環境課	〒996-0002	新庄市金沢字大道上2034	0233(29)1285
置賜総合支庁 環境課	〒992-0012	米沢市金池7-1-50	0238(26)6035
庄内総合支庁 環境課	〒997-1392	東田川郡三川町大字横山字袖東19-1	0235(66)5706

お問い合わせ先

山形県環境エネルギー部環境企画課 〒990-8570 山形市松波2-8-1

023(630)3161

山形県 水資源 

